

法面草刈作業 熱中症発症について ?



- (1)事故発生日時 : 平成25年9月3日(火) 午前10:30分頃
- (2)事故発生場所 : 下)東名高速道路 KP 339.7付近 盛土法面 (本線規制無一側道からの乗り込み)
- (3)事故の状況 : 草刈作業で熱中症対策として通常より早く(7:00)朝礼を行い現場作業に8:00より着手
刈草の集草作業を担当。休憩をとり水分補給等も行って作業をしていたが午前10:30分頃の休憩時に嘔吐と足の痙攣症状あり。意識ははっきりしており他に異常が無かったため休憩をとれば大丈夫との判断から、エアコンの効いた車両内で休憩をしていたが、際だった回復が見られないため 救急車を要請し病院へ搬送

(4)被災者 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

- (5)経緯
 - 7:00 朝礼実施
 - 7:20 現場へ移動
 - 8:00 現場作業着手
随時休憩、水分等補給を行いながら作業
 - 10:30 休憩時に嘔吐と足の痙攣症状。意識ははっきりしており他に症状は無し
水分補給等を行い、エアコンの効いた車両内で休憩。
 - 12:00 際だった回復が見られないため救急車要請 [REDACTED] 病院へ搬送
同時刻、[REDACTED] 保全SCへ報告。(保全より、メンテから管制センター連絡は不要との回答)
 - 15:00 点滴中。小便が出れば退院予定。(まだ出ていない状況)意識もある
 - 15:15 小便が出たため点滴終了後、退院。診断は救急で来ているため今のところ「脱水状態による腎臓機能低下」
明日、外来に来て診察後、診断書が出される

(6)今後の対応